

8介第318号
8障第299号
令和8年(2026年)6月29日

長野県医師会長
長野県看護協会会長
長野県高齢者福祉事業協会会長
長野県老人保健施設協議会長
長野県在宅老所・グループホーム連絡会理事長
長野県社会福祉協議会長
長野県知的障がい福祉協会会長
長野県身体障害者施設協議会長
長野県介護福祉士養成施設連絡会長
長野県社会福祉士会長
長野県介護福祉士会長
喀痰吸引等研修登録研修機関代表者

長野県健康福祉部長

長野県喀痰吸引等研修実施要綱の一部改正について(通知)

現在、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)附則第4条に定める喀痰吸引等研修については、「長野県喀痰吸引等研修実施要綱(平成24年5月28日付け24健長介第151号、24障第160号)」に基づき実施しているところですが、別添「長野県喀痰吸引等研修実施要綱新旧対照表」のとおり改正し、令和8年7月1日から適用することとしましたので、お知らせします。

今後とも研修の円滑な実施について、ご協力をお願いします。

記

1 主な改正内容

喀痰吸引等研修(第一号及び第二号)における「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」の種別に「滴下及び半固形栄養剤」を追加することに伴う改正

2 改正資料

- (1) 長野県喀痰吸引等研修実施要綱
- (2) 修了証明書様式(様式第1号から4号)
- (3) 喀痰吸引等研修 研修受講者管理簿(別紙2-1)
- (4) 喀痰吸引等研修 研修修了者管理簿(別紙2-2)
- (5) 第一号研修及び第二号研修基本研修(演習)及び実地研修評価基準・評価票(別添資料1)
- (6) 第三号研修基本研修(現場演習)及び実地研修評価基準・評価票(別添資料2)
- (7) 基本研修(演習/現場演習)及び実地研修評価票

3 その他

改正後の要綱及び様式は、県ホームページに掲載します。

<長野県ホームページ掲載先 URL>

<https://x.gd/xMJDB> (評価票を掲載)

<https://x.gd/d4v10> (要綱、別紙2-1、2-2を掲載)

(問合せ先)

担 当：介護支援課サービス係 岩井、保科

電 話：026-235-7121

F A X：026-235-7394

電子メール：kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp

(問合せ先)

担 当：障がい者支援課在宅支援係 初見、南

電 話：026-235-7104

F A X：026-234-2369

電子メール：fuku-zaitaku@pref.nagano.lg.jp